

議案第 8 1 号

調布市総合福祉センター条例及び調布市子ども発達センター条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 1 月 2 8 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、引用する条項を改めるため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市総合福祉センター条例及び調布市子ども発達センター条例
の一部を改正する条例

(調布市総合福祉センター条例の一部改正)

第1条 調布市総合福祉センター条例（平成6年調布市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

(調布市子ども発達センター条例の一部改正)

第2条 調布市子ども発達センター条例（平成21年調布市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第6条の2」を「第6条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。